

大阪市告示第830号

大阪市立愛光会館条例（昭和38年大阪市条例第4号。以下「愛光会館条例」という。）
第12条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年6月13日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階

大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課（ひとり親等支援
グループ） 電話 06-6208-8034

2 業務の概要

（1）施設名称及び所在地

名称 大阪市立愛光会館

所在地 大阪市北区中津1丁目4番10号

（2）業務の範囲

ア 愛光会館条例第3条各号に掲げる事業の実施に関すること

イ 建物及び附属設備の維持保全に関すること

ウ その他会館の管理に関すること

（3）管理の基準

ア 休館日

①日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

②12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

午前9時から午後8時まで

ウ 個人情報の保護

業務の履行に際して入手した個人情報については、大阪市個人情報の保護に関

する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと

（４） 指定を行おうとする期間

令和８年４月１日から令和13年３月31日まで（５年間）

３ 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。

（１） 申請法人等に関する条件

ア 愛光会館条例第14条の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行例第167条の４の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）

キ ひとり親家庭等を対象にした事業の実施実績が５年以上あること

（２） 連合体に関する条件

ア 連合体は２以上の法人等で自主結成すること

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと

エ 連合体として（１）キの要件を満たすこと

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

（３）連合体の構成員（代表者を含む）に関する条件

ア （１）の要件を満たすこと

イ 本件募集に関して各構成団体は２以上の連合体の構成団体となることができない。

また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

４ 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、愛光会館条例第15条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請を提出した法人等を指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

（１）募集要項の配布場所

上記１に同じ

（２）募集要項の配布方法

令和７年６月16日（月）から令和７年８月22日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。）の９時から12時まで及び13時から17時まで、上記１において配布する。また、こども青少年局のホームページよりダウンロードすることができる。

（３）指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を提出場所に持参すること。送付での提出を可とするが、事前に大阪市内

電話で報告のうえ、配達までの送達過程の記録が確認できる方法により行うこと。FAX、E-mailによる提出は不可とする。

なお、原則として、提出後に申請書類の変更及び追加は不可とする。

イ 提出場所

上記1に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類
- ③ 指定管理者指定申請に関する誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 役員の履歴書
- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑧ 法人の登記事項証明書
- ⑨ 印鑑証明書
- ⑩ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し
- ⑪ 事業報告書
- ⑫ 法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書
- ⑬ 大阪市立愛光会館の管理運営に関する事業計画書
- ⑭ 大阪市立愛光会館の管理運営に関する収支計画書、収支計画明細
- ⑮ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑯ 法人税等の申告書の写し
- ⑰ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑱ 同種施設の運営実績
- ⑲ 応募資格等を有していることが確認できる書類の写し
- ⑳ 障がい者雇用状況報告書の写し

②①障がい者雇入れ計画書

②②就業・自立支援センター スタッフ名簿

②③選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

令和7年8月18日（月）から8月22日（金）までの午前9時30分から正午、
午後1時30分から午後5時まで

（4）現地説明会

ア 日時 令和7年6月27日（金）※開始時間等は参加申込受付後、別途通知

イ 場所 大阪市立愛光会館

ウ 参加申込 所定の書式を上記1に直接持参、FAX又はE-mailのいずれかで、こ
ども家庭課あて申し込むこと

エ その他 見学会への参加は必須ではない

（5）下記のいずれかに該当する法人のした指定申請は無効とする。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から
指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

ウ その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又
は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

①第1号に該当する者

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく
なった日から2年を経過しない者

③公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

5 その他

（1）指定管理者の指定申請に関し、上記1の担当より必要な資料の提出を求めら
れた場合はこれに応じること

（2）手続きにおいて使用する言語

日本語

(3) 詳細は募集要項による。

(こども青少年局子育て支援部こども家庭課)